

第4回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和4年10月25日(火) 午前9時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番	黒田	暢	委員	2番	大川	里美	委員	3番	志田	敏朗	委員
4番	恩田	明雄	委員	5番	五十嵐	晃樹	委員	7番	石栗	聡	委員
8番	齋藤	学	委員	9番	齋藤	茂	委員	10番	庄司	正廣	委員

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

6番 齋藤 俊介 委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1	報告事項1	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
第2	報告事項2	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第3	第4号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第4	第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第5	第6号議案	農用地利用集積計画の決定について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会	事務局 長	須藤 輝一
	事務局 長補佐	渋谷 淳
	主任	松井 亜紀子
	会計年度任用職員	高橋 加奈

議長 　ただ今より、第4回三川町農業委員会総会を開会いたします。
（9：30）

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。

次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。

時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、1番 黒田 暢 委員、9番 齋藤 茂 委員の2名を指名いたします。

これより、報告並びに議案の審議に入ります。

それでは、日程第1 報告事項1「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」及び日程第2 報告事項2「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」の報告を求めます。

事務局、説明願います。

松井主任 　（説明）≪報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について≫

（説明）≪報告事項2 農地法第18条第6項の規定による合意解約について≫

議長 　以上で日程第1及び第2の報告を終わります。

次に、日程第3 第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。

番号1については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、8番 齋藤 学 委員の退席を求めます。

（8番 齋藤 学 委員 退席）

（9：36）

事務局からの説明を求めます。

松井主任 　（説明）≪第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請について≫

議長 　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手）（賛成7名、反対0名）

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（9：37）

（8番 齋藤 学 委員 着席）

（9：37）

再開します。

（9：37）

- 議 長 次に、日程第4 第5号議案「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見ついて」を議題とします。
- 事務局からの説明を求めます。
- 松井主任 (説明) ≪第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について≫
- 議 長 本案件については転用でありますので、過日実査しております。実査委員長より報告を求めます。
- 1 番 1 番 黒田 暢 委員、登壇願います。
- 1 番 1 番 黒田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、****地内の案件につきましてご報告致します。去る10月14日に、実査委員の庄司正廣委員と私、事務局より松井主任と合わせて3名が立ち合いのもと、実査を行いました。
- この土地は三川町土地開発公社が三川町国土利用計画及び第4次三川町総合計画に位置付けられた住宅地造成のため、****氏、****氏、****氏、****氏、4名の土地を転用するものであります。北と東側の農地への影響に関しては、道路、農道をはさみ、耕作地との距離が充分離れていることを確認いたしました。また、日照、通風等の影響に関しては、低層住宅の敷地を想定しており、特に問題はなく、農業用排水路等施設に関しても施設管理者との協議が整っているとのこととあります。その他周辺への影響は、施設、住宅等に囲まれているため問題がないことも確認いたしました。以上の結果、転用につきましては問題なし、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
- 3 番 3 番 志田 敏朗 委員
- 3 番 3 番 志田です。説明ありましたが、被害防除計画書の3番、農業用排水施設、農道、ため池等の機能に及ぼす影響、ア、当該施設を使用するが、施設管理者と協議が整っている、とありますが、この排水は既存の農業用排水を利用する計画のようです、そうすると農業用水としては充分間に合うと思いますが、宅地造成後宅地が増えた場合、その農業用水の排水が間に合わなくなるかと思えます。その先が同じ農業用水なのでこれを利用することで、もし不都合が生じた場合、どこが責任を負うのでしょうか
- 須藤事務局長 現時点で想定している農業用排水路につきましては、二丁排水につながる排水の支線ということで想定しております。京田川防災減災事業として****と****に県が藤島川へポンプを設置しました。その関連事業としてそこに繋がる支線の整備は県事業で実施することになっております。****から5本ほど、支線的に二丁排水に繋がるので、その際必要な部分のかさ上げをすることで県と協議が整っています。南側、****から出てくる支線排水路、今年度と来年度で元の所をモルタルで囲う形にするか、あるいはコンクリートパネルを設置していくか、いずれかの形でかさ上げをして対処しようと想定するところでごございました。今年の夏に県で工事の発注をし、来

年度にかけて工事を完了する予定のところ、入札が整っていないとの報告を受けております。今後、県の動きのなかで工事の日程等明らかになると思います。排水路については若干かさ上げしながら対応して参りたいと考えているところであります。

3 番 県の工事が進んでから、排水に関して町の土地区画整備をするということですか。

須藤事務局長 今年度、来年度で排水路の整備をしたいということで県と協議しております。ただ、夏のうちに事業者を決めて、農作業に支障を来さないように、秋冬で工事予定と地権者の方にも説明しておりました。しかし、現時点で入札者が未定です。はっきりしていませんが、工事の仕方について小分けの形になるか、あるいは来年度にまとめてになるろうかと思えます。実際の宅地造成自体は現時点では来年度以降ということになるようですので、実際の宅地の販売と造成等時期が若干重なるところはあるかと思えますが支障は無いものと考えております。

3 番 工事に関してはわかりました。県でかさ上げして造成するというので既存の排水を利用し二丁堀に排水するという事ですが、やはり想定しえない自然災害が様々あるわけです。もしその住宅地が自然災害にあい、雨水により住宅が浸水した場合、どこが責任を持つのかその所在を教えてください。

須藤事務局長 現時点で想定しうる災害に対応するためのかさ上げということですが、想定しえない部分が発生した場合については、その時点での判断になると思えます。例えば現在の道路側溝等についても20年、30年前に整備しておりますが、その時点の基礎となる雨量の計算と現在との雨量想定とは若干違いがあると私は感じております。それから言いますと、今ある道路側溝自体、全て直さないといけなくなるのかという話になるろうかと思えます。その時点の判断に用いることが可能な数値によって設計されたものということになりますので、それで対処できないとなればその都度、解消していくことになると思えます。そういう意味で現在のかさ上げ工事の流量については、現在の数値において災害発生し災害を回避しうる設定での工事ということになります。以上です。

3 番 災害が発生した場合は、土地改良区で排水を管理してください、という協議内容になっているのではないかと私は思います。そうすると有事の際、改良区の管理が悪いとなる可能性があるわけですので、その辺の所在をはっきりしてもらわないと。この件は、改良区と協議したという事でしょうか？

須藤事務局長 はい、改良区とは現在の設計で協議が整っております。現在の設計を超える水量が出た場合は想定していないという事です。

3 番 想定していないことが起きる可能性があるわけですが、どこが責任を持つのでしょうか。

須藤事務局長 申し訳ありませんが、想定しえないことについて現時点では議論できないのではないのでしょうか。

- 3 番 想定していないことが起きた時や不都合があった場合、土地改良区が管理しているの、責任を持って、土地改良区で解決するようになるのではないのでしょうか。その辺を考えてもらわないと。
- 須藤事務局長 まず前提として、農業用施設、用水路、排水路含めてですが、国、県、町で事業した後に土地改良区から管理していただくということは通達等で決まっているお話ですので、土地改良区には管理お願いするという事になろうかと思えます。今お話にありました有事の際の責任という話ですが、どこが責任取るのか、という話になると、想定しえない部分の話を前提すると、事業が何もできないことになってしまいます。その想定とは現時点での想定している部分での判断になろうかと思えます。それ以上のことは現時点で仮定の話の議論になるので結論は出せないのではないかと考えます。
- 3 番 不都合など起きた場合、前向きに町も協議する、という事でよろしいでしょうか。
- 須藤事務局長 私の立場で協議するとお答えはできませんが、事業実施者として、町の方へ今のお話をすれば、将来のことは今はわからないとなるかと思えます。しかし、当然町が造成し販売することですので責任が無い訳ではないですし、その時点での判断になるかと思われまます。
- 購買をされる方についても、先ほどの道路側溝の話についても、将来的な判断で当初の設計と違う状況の発生が考えられます。その点につきましては、その都度、水路の幅や下流側の工事等で対応をさせていただくという状況でございます。その際には土地改良区、町も含めて最善の策を取るための協議をすることになると思えます。
- 3 議 番 わかりました。よろしく申し上げます。
- 8 議 長 他にございませんか。
- 8 番 8番 齋藤 学 委員
- 松井主任 地図の宅地造成される北側の田んぼの方に、用水路、排水路があり素掘りの排水路になっていて砂利道があります。地図上では狭いですが、工事が始まると農道として使用できるのか確認したいです。
- 8 番 6ページの土地利用計画図の北側、赤い線があります、その北側の薄い黄色の部分は車一台通れる幅でしたので、農道として使用できると思えます。
- 8 議 番 今のところがそのまま農道で使えるということでもよろしいでしょうか。
- 8 議 長 わかりました。
- 7 議 長 他にございませんか。
- 7 番 7番 石栗 聡 委員
- ****北側の盛土が実際に住民が使う舗装道路だと思うのですが、その舗装道路と今の素掘りの農道の境はどのような設計なのかわかりますか。
- というのは雨が降ってきたときに****側に排水するような設計であればよいが、農道に水が流れると恐らく通れなくなると思い、その懸念から質問させていただきました。

須藤事務局長 ただいまの質問につきましては、担当課の方と確認をして後日お知らせを
したいと思います。

7 番 わかりました。
議 長 他にございませんか、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮
りします。本案については「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、「許可相当」といたし
ます。

次に、日程第5 第6号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題と
します。

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐 (説明) ≪第6号議案 農用地利用集積計画の決定について≫
議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

8 番 8番 齋藤 学 委員
始期がそれぞれ違いますが、その理由を教えてください。
渋谷事務局長補佐 始期につきまして、番号1は農協転貸が終了するその翌日から、番号2、3
は特定作業受委託契約終了するその翌日からの期間設定になっております。

8 番 わかりました。
議 長 他にご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決され
ました。

以上をもちまして、第4回三川町農業委員会総会を閉会します。

(10 : 06)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 1 番

議事録署名委員 9 番

